

○青森県特定公共賃貸住宅規則

平成九年七月三十日
青森県規則第七十四号

〔青森県特定公共賃貸住宅条例施行規則〕をここに公布する。

青森県特定公共賃貸住宅規則

(平一七規則七三・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県特定公共賃貸住宅条例（平成九年三月青森県条例第六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項並びに特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平一七規則七三・一部改正)

(特定公共賃貸住宅の戸数及び共同施設)

第二条 条例第三条第二項に規定する規則で定める特定公共賃貸住宅の団地ごとの特定公共賃貸住宅の戸数及び共同施設は、別表第一のとおりとする。

(平一六規則七五・一部改正)

(入居者資格に係る所得の基準)

第三条 条例第四条第一項第一号及び第二号に規定する規則で定める所得(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成五年建設省令第十六号。以下「省令」という。)第一条第三号に規定する所得をいう。次条第二号イを除き、以下同じ。)の基準は、十五万八千円以上四十八万七千円以下であることとする。

2 条例第四条第一項第三号に規定する規則で定める所得の基準は、四十八万七千円以下であること(所得が十五万八千円未満である者にあつては、所得の上昇が見込まれること)とする。

(平二〇規則一四・平二一規則四・一部改正)

(入居承認の申請)

第四条 条例第六条の規定により特定公共賃貸住宅の入居の承認を受けようとする者(以下「入居申込者」という。)は、特定公共賃貸住宅入居申込書(第一号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 入居申込者及び同居予定者の住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)による住民票の写し(以下「住民票の写し」という。)

二 入居申込者及び同居予定者が県税を滞納していないことを証明する書類

三 入居申込者又は同居予定者が所得金額(省令第一条第三号に規定する所得金額をいう。以下同じ。)を有する者である場合にあっては、これらの者に係る次に掲げる書類

イ 当該入居の申込みをしようとする日の区分に応じ、次に掲げる書類

(1) 当該入居の申込みをしようとする日が一月から六月までの間にある場合 その日の属する年の前前年の所得に関する税務署長又は市町村長の証明書(以下「所得証明書」という。)及びその日の属する年の前年の所得金額を明らかにする源泉徴収票の写しその他の書類

(2) 当該入居の申込みをしようとする日が七月から十二月までの間にある場合 その日の属する年の前年の所得証明書

ロ イに掲げる書類に基づき所得を省令第一条第三号に規定するところにより算定するのに必要な同一生計配偶者等に関する事項を明らかにする書類

四 その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、入居申込者は、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を個人番号届出書(第二号様式)により知事に届け出た場合において、知事が別に定める場合に該当するときは、前項第一号に掲げる書類並びに同項第三号及び第四号に掲げる書類のうち知事が別に定めるものを添えないことができる。

(平二六規則五三・平三〇規則三・平三〇規則四八・一部改正)

(入居の承認書等)

第五条 知事は、条例第七条又は第八条第二項の規定により入居者を決定したときは、特定公共賃貸住宅入居承認書(第三号様式)を入居決定者に交付する。

2 知事は、条例第八条第一項の規定により入居補欠者を定めたときは、その旨を入居補欠者に通知する。

(平三〇規則四八・一部改正)

(請書)

第六条 条例第九条第一項第一号に規定する請書は、第四号様式によるものとする。

(平三〇規則四八・一部改正)

(保証人の変更等)

第七条 入居者は、保証人が条例第九条第一項第一号に規定する資格を失ったときその他の理由により保証人を変更しようとするときは保証人変更承認申請書(第五号様式)を、保

証人の住所、氏名、勤務先又は電話番号に変更があったときは保証人住所等変更届（第六号様式）を知事に提出しなければならない。

（平三〇規則四八・一部改正）

第八条 知事は、必要があると認めるときは、入居決定者又は入居者に対し、保証人の住民票の写し及び所得証明書を提出させることがある。

（入居期限延長承認の申請）

第九条 条例第十条第二項の規定により知事の承認を得ようとする者は、特定公共賃貸住宅入居期限延長承認申請書（第七号様式）を知事に提出しなければならない。

（平三〇規則四八・一部改正）

（入居届）

第十条 条例第十条第三項の規定による届出は、特定公共賃貸住宅に入居した日から十五日以内に、特定公共賃貸住宅入居届（第八号様式）に入居者及び同居者の住民票の写しを添えて行わなければならない。

（平三〇規則四八・一部改正）

（家賃の減額の申請等）

第十一条 条例第十四条の規定により家賃の減額を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに特定公共賃貸住宅家賃減額申請書（第九号様式）を知事に提出しなければならない。

- 一 入居申込者が当該入居の申込みをしようとする日の属する年度分の家賃について減額を受けようとする場合 当該入居の申込みをしようとする日
 - 二 入居申込者が当該入居の申込みをしようとする日の属する年度の翌年度分の家賃について減額を受けようとする場合 当該入居の申込みをしようとする日の区分に応じて次に掲げる日
 - イ 当該入居の申込みをしようとする日が四月から六月までの間にある場合 その日の属する年の七月末日
 - ロ 当該入居の申込みをしようとする日が七月から翌年の三月までの間にある場合 当該入居の申込みをしようとする日
 - 三 入居者が翌年度分の家賃について減額を受けようとする場合（前号に掲げる場合を除く。） 毎年七月末日
- 2 前項の特定公共賃貸住宅家賃減額申請書には、同項第二号に掲げる場合（同号イの場合に限る。）及び同項第三号に掲げる場合にあつては、次に掲げる書類を添付しなければならない

らない。

一 入居申込者若しくは同居予定者又は入居者若しくは同居者が所得金額を有する者である場合にあっては、これらの者に係る次に掲げる書類

イ 当該申請をしようとする日の属する年の前年の所得証明書

ロ イに掲げる書類に基づき所得を省令第一条第三号に規定するところにより算定するのに必要な同一生計配偶者等に関する事項を明らかにする書類

二 その他知事が必要と認める書類

3 知事は、第一項の申請があったときは、家賃の減額の可否を決定し、特定公共賃貸住宅家賃減額決定通知書（第十号様式）により通知するものとする。

（平三〇規則三・平三〇規則四八・一部改正）

（不在届）

第十二条 入居者は、その不在期間が十五日以上にわたるときは、特定公共賃貸住宅不在届（第十一号様式）をあらかじめ知事に提出しなければならない。

（平三〇規則四八・一部改正）

（異動届）

第十三条 入居者は、入居者の勤務先に変更があったとき、又は同居者に異動があったとき（条例第十八条第五項の規定により知事の承認を得なければならないときを除く。）は、速やかに異動届（第十二号様式）を知事に提出しなければならない。

（平三〇規則四八・一部改正）

（一部転用承認等の申請）

第十四条 条例第十八条第三項ただし書又は第四項ただし書の規定により知事の承認を得ようとする者は、それぞれ特定公共賃貸住宅一部転用承認申請書（第十三号様式）又は特定公共賃貸住宅模様替（増築）承認申請書（第十四号様式）を知事に提出しなければならない。

（平三〇規則四八・一部改正）

（同居承認の申請）

第十五条 条例第十八条第五項の規定により知事の承認を得ようとする者（以下「同居承認申請者」という。）は、特定公共賃貸住宅同居承認申請書（第十五号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 新たに同居させようとする者の住民票の写し

二 同居承認申請者、同居者及び新たに同居させようとする者が県税を滞納していないこ

とを証明する書類

三 同居承認申請者、同居者又は新たに同居させようとする者が所得金額を有する者である場合にあっては、これらの者に係る次に掲げる書類

イ 当該申請をしようとする日の区分に応じ、次に掲げる書類

(1) 当該申請をしようとする日が一月から六月までの間にある場合 その日の属する年の前前年の所得証明書及びその日の属する年の前年の所得金額を明らかにする源泉徴収票の写しその他の書類

(2) 当該申請をしようとする日が七月から十二月までの間にある場合 その日の属する年の前年の所得証明書

ロ イに掲げる書類に基づき所得を省令第一条第三号に規定するところにより算定するのに必要な同一生計配偶者等に関する事項を明らかにする書類

四 その他知事が必要と認める書類

(平二六規則五三・平三〇規則三・平三〇規則四八・一部改正)

(入居継続承認の申請)

第十六条 条例第十八条第六項の規定により知事の承認を得ようとする者(以下「入居継続承認申請者」という。)は、入居者の死亡又は退去の日から一月以内に、特定公共賃貸住宅入居継続承認申請書(第十六号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 入居継続承認申請者及び同居者の住民票の写し

二 入居継続承認申請者及び同居者が県税を滞納していないことを証明する書類

三 入居継続承認申請者又は同居者が所得金額を有する者である場合にあっては、これらの者に係る次に掲げる書類

イ 当該申請をしようとする日の区分に応じ、次に掲げる書類

(1) 当該申請をしようとする日が一月から六月までの間にある場合 その日の属する年の前前年の所得証明書及びその日の属する年の前年の所得金額を明らかにする源泉徴収票の写しその他の書類

(2) 当該申請をしようとする日が七月から十二月までの間にある場合 その日の属する年の前年の所得証明書

ロ イに掲げる書類に基づき所得を省令第一条第三号に規定するところにより算定するのに必要な同一生計配偶者等に関する事項を明らかにする書類

四 入居者の死亡に係る申請の場合にあっては、入居者の死亡を証明する書類

五 その他知事が必要と認める書類

(平二六規則五三・平三〇規則三・平三〇規則四八・一部改正)

(返還届)

第十七条 条例第十九条第一項の規定による届出は、特定公共賃貸住宅返還届(第十七号様式)によらなければならない。

(平三〇規則四八・一部改正)

(検査をする職員の身分を示す証明書)

第十八条 条例第十九条第四項に規定する特定公共賃貸住宅の検査をする職員の身分を示す証明書は、第十八号様式によるものとする。

(平三〇規則四八・一部改正)

(駐車場利用承認の申請)

第十九条 条例第二十一条第一項の承認を受けようとする者は、駐車場利用承認申請書(第十九号様式)に自動車検査証の写しその他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(平一六規則七五・追加、平三〇規則四八・一部改正)

(駐車場利用承認書)

第二十条 知事は、条例第二十一条第一項の承認をしたときは、駐車場利用承認書(第二十号様式)を交付するものとする。

(平一六規則七五・追加、平三〇規則四八・一部改正)

(規則で定める額)

第二十一条 条例第二十二条に規定する規則で定める額は、別表第二のとおりとする。

(平一六規則七五・追加)

(駐車場の使用料の徴収方法)

第二十二条 条例第二十二条の使用料(以下「駐車場の使用料」という。)は、条例第二十一条第一項の承認に係る利用期間の初日から駐車場を明け渡した日まで徴収する。

2 前項の場合において、その月の利用期間が一月に満たないときは、その月の駐車場の使用料は、日割計算によって徴収する。

3 知事は、条例第二十一条第一項の承認を受けた者(以下「駐車場利用者」という。)が第二十五条に規定する手続を経ないで駐車場を明け渡したときは、第一項の規定にかかわらず、明け渡した日を認定し、その日までの駐車場の使用料を徴収するものとする。

(平一六規則七五・追加)

(駐車場の使用料の納期限)

第二十三条 駐車場の使用料は、毎月末日(駐車場利用者が月の中途で駐車場を明け渡すときは、当該駐車場の明渡しを行う日)までに、その月分を納付しなければならない。

(平一六規則七五・追加)

(駐車場利用変更届)

第二十四条 駐車場利用者は、駐車する車両又は駐車する車両の所有者若しくは使用者の氏名若しくは名称に変更があったときは、速やかに駐車場利用変更届(第二十一号様式)を知事に提出しなければならない。

(平一六規則七五・追加、平三〇規則四八・一部改正)

(返還届)

第二十五条 駐車場利用者は、駐車場を明け渡そうとするときは、明渡しの日の五日前までに、明渡しの年月日を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(平一六規則七五・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第二十六条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)第二条の規定により同条に規定する指定管理者に特定公共賃貸住宅の団地及びその共同施設の管理を行わせることとした場合は、当該指定管理者は、特定公共賃貸住宅の団地及びその共同施設の施設、設備等の維持管理に関することその他特定公共賃貸住宅の団地及びその共同施設の管理に関し必要な業務(個人番号の届出の受理に関する業務を除く。)を行う。

(平一七規則七三・追加、平三〇規則四八・一部改正)

附 則

この規則は、平成九年十月一日から施行する。ただし、第三条から第六条まで、第八条、第十一条、第一号様式から第三号様式まで、第八号様式及び第九号様式の規定は、平成九年八月一日から施行する。

附 則(平成一〇年規則第六八号)

この規則は、平成十年八月一日から施行する。

附 則(平成一一年規則第六七号)

この規則は、平成十一年七月一日から施行する。

附 則(平成一一年規則第一〇三号)

この規則は、平成十一年十月十一日から施行する。

附 則（平成十一年規則第一二四号）

この規則は、平成十一年十二月一日から施行する。

附 則（平成十一年規則第一二九号）

この規則は、平成十一年十二月二十日から施行する。

附 則（平成一二年規則第一六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年規則第一六〇号）

この規則は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則（平成一三年規則第三号）

この規則は、平成十三年二月一日から施行する。

附 則（平成一六年規則第七五号）

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

2 青森県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例（平成十六年十月青森県条例第五十五号）による改正後の青森県特定公共賃貸住宅条例（平成九年三月青森県条例第六号）第二十一条第一項の承認を受けようとする者は、この規則の施行前においても、改正後の青森県特定公共賃貸住宅条例施行規則第十九条の規定の例により、同項の承認の申請をすることができる。

附 則（平成一七年規則第七三号）

この規則は、青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）附則第十六項の規定の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一八年四月一日）

附 則（平成一九年規則第四八号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第一四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年規則第四号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年規則第二二号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年規則第一七号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年規則第五三号）

この規則は、平成二十六年十二月一日から施行する。

附 則（平成二八年規則第一八号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年規則第四八号）

この規則は、平成三十一年六月一日から施行する。

附 則（平成三十一年規則第一八号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年規則第六号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和二年規則第一六号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第一南桜川団地の項を削る改正規定及び別表第二南桜川団地の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年規則第三号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第七〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年規則第八八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年規則第二二号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

別表第一（第二条関係）

（平一〇規則六八・平一一規則六七・平一一規則一〇三・平一一規則一二四・平一一規則一二九・平一二規則一六〇・平一三規則三・一部改正、平一六規則七五・旧別表・一部改正、平一九規則四八・令二規則一六・令三規則三・令三規則八八・一部改正）

特定公共賃貸住宅の団地の名称	戸数	共同施設
幸畑団地	六戸	通路、駐車場
新宮団地	五戸	通路、駐車場

中央団地	四戸	通路、駐車場
------	----	--------

別表第二（第二十一条関係）

（平一六規則七五・追加、平一九規則四八・平二二規則二二・平二五規則一七・平二八規則一八・平三一規則一八・令二規則一六・令三規則八八・令四規則二二・一部改正）

区分	金額（月額）
幸畑団地	千六百元 （未舗装の駐車区画にあつては、五百円）
新宮団地	千四百元
中央団地	千七百元

青森県知事 殿

入居申込者 現住所
氏名
電話番号 (自宅)
(勤務先)

特定公共賃貸住宅入居申込書

特定公共賃貸住宅に入居したいので、関係書類を添えて申し込みます。

この申込書に記載した事項は事実と相違なく、虚偽の記載があるとき又は私若しくは同居予定者が暴力団員であるときは、入居の承認を受けられず、又は取り消されても異議ありません。

また、私又は同居予定者が暴力団員であるかどうかについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。

1 入居を希望する住宅及び時期

入居を希望する住宅		入居を希望する時期
団地名	規模及び構造	
		年 月

2 申込者、同居予定者及び扶養親族の氏名並びに所得金額等の状況

	フリガナ氏名	生年月日	続柄	職業	勤務先又は学校名	所得の種類別				年間所得金額(円)	備考
						給与所得	事業所得	年金に係る所得	その他		
入居申込者及び同居予定者			本人								
別居する扶養親族											

注 申込書の記入及び提出に当たっては、裏の注意事項をよく読むこと。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4横長とする。

(裏)

注意事項

- 1 次の書類を添付すること。ただし、個人番号を届け出たときは、(1)の書類及び(3)の書類のうち一部の書類を添付しないことができる場合がある。
 - (1) 住民票の写し
 - (2) 入居申込者及び同居予定者が賦税を滞納していないことを証明する書類
 - (3) 所得金額を有する者については、1月から6月までの申込みの場合は前前年の所得証明書(税務署長又は市町村長の発行のもの)及び前年の所得金額を明らかにする書類(例:源泉徴収票の写し)、7月から12月までの申込みの場合は前年の所得証明書とこれらの書類に基づき所得を算定するための同一生計配偶者等に関する事項を明らかにする書類(例:源泉徴収票の写し)
- 2 「2 申込者、同居予定者及び扶養親族の氏名並びに所得金額等の状況」について
 - (1) 「所得の種類」欄は、給与所得、事業所得又は年金に係る所得を有する者にあつては該当する欄に○印を、その他の所得を有する者にあつては「その他」欄にその種別を記入すること。
 - (2) 「年間所得金額」欄は、次により記入すること。
 - イ 1月から6月までの申込みの場合
次に掲げる額を合計した金額を記入すること。
 - (イ) 給与所得については、前年分の源泉徴収票の給与所得控除後の金額の欄に記載されている額
 - (ロ) 給与所得以外の所得については、前年の収入金額から必要経費等を控除した額
 - ロ 7月から12月までの申込みの場合
前年の所得証明書の合計所得の欄に記載されている金額を記入すること。
 - (3) 申込者若しくは同居予定者が障害者(特別障害者)若しくは寡婦(寡夫)である場合又は別居する扶養親族が障害者(特別障害者)である場合にあつては、その旨を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第4条関係)

(表)
個人番号届出書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所
届出者氏名
電 話 番 号(自宅)
(勤務先)
団 地 名
住宅の番号 棟 号

下記のとおり個人番号を届け出ます。

記

フリガナ氏名	続柄	個人番号									
	本人										

- 注 1 個人番号を届け出た者で、知事が個人番号を利用して道府県民税又は市町村民税に関する情報を取得することに同意するものは、裏面の同意書に署名すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

(裏)
同意書

青森県知事 殿

下記の者は、知事が青森県特定公共賃貸住宅条例に基づく事務を処理する場合に限り、個人番号を利用して道府県民税又は市町村民税に関する情報を取得することに同意します。

記

同意者	続柄	フリガナ	
	本人	氏名	
	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)		
届出日の属する年の前前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)			
同意者	続柄	フリガナ	
	氏名		
	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)		
届出日の属する年の前前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)			
同意者	続柄	フリガナ	
	氏名		
	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)		
届出日の属する年の前前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)			
同意者	続柄	フリガナ	
	氏名		
	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)		
届出日の属する年の前前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)			
同意者	続柄	フリガナ	
	氏名		
	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)		
届出日の属する年の前前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)			
同意者	続柄	フリガナ	
	氏名		
	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)		
届出日の属する年の前前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)			

注 「同意者」欄の「氏名」については、同意者自身が署名することを原則とするものであること(代理人が署名する場合は、同意者本人の委任状を添付すること。)

第3号様式(第5条関係)

年 月 日

殿

青森県知事



特定公共賃貸住宅入居承認書

下記のとおり特定公共賃貸住宅の入居を承認します。

年 月 日までに請書の提出及び敷金の納付の手続をしてください。

記

団 地 名						
住 宅 の 番 号	棟 号					
特定公共賃貸住宅 所在地						
入居決定者及 び同居 予定者	氏 名	入居決定者 との続柄	年齢	氏 名	入居決定者 との続柄	年齢
		本 人				
計 人						
家 賃 月 額						円
敷 金						円
保証極度額(入居の承認を受けた時の入居決定者の家賃月額8月分に相当する額に15万円(原状回復費用)を加えて得た額)					円	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第4号様式(第6条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

現住所
入居決定者氏名 ㊟

請 書

このたび、下記特定公共賃貸住宅の入居の承認を受けましたが、住宅の使用に当たっては、青森県特定公共賃貸住宅条例及び青森県特定公共賃貸住宅規則を遵守します。

また、連帯保証人に対して履行の請求がなされた場合及び連帯保証人が債務を承認した場合には、入居決定者に対してもその効力を生ずるものとし、入居決定者(私)及び連帯保証人は、このことについて承諾します。

記

団 地 名	
住 宅 の 番 号	棟 号
特定公共賃貸住宅所在地	

私は、上記特定公共賃貸住宅の入居決定者 の連帯保証人として、入居決定者の住宅使用に係る家賃その他の債務について入居決定者と連帯して履行します。

連帯保証人 現住所
氏名 ㊟
勤務先
電話番号(自宅)
(勤務先)
入居決定者との関係
保証極度額(入居の承認を受けた時の入居決定者の家賃月額8月分に相当する額に15万円(原状回復費用)を加えて得た額) 円

- 注 1 連帯保証人の印は、印鑑登録済みのものとし、印鑑証明書を添付すること。
2 連帯保証人が県外に居住する者である場合にあつては、入居決定者の三親等以内の親族であることを証する書類(例：戸籍謄本)を添付すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第5号様式(第7条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団 地 名
住宅の番号 棟 号
特定公共賃貸住宅所在地
入居者氏名

保 証 人 変 更 承 認 申 請 書

下記のとおり保証人を変更したいので、青森県特定公共賃貸住宅規則第7条の規定により申請します。

記

旧保証人 住所
氏名
新保証人 住所
氏名
勤務先
電話番号(自宅)
(勤務先)

保証人変更の理由

- 注 1 請書を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第6号様式(第7条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団 地 名
住宅の番号 棟 号
特定公共賃貸住宅所在地
入居者氏名

保 証 人 住 所 等 変 更 届

下記のとおり変更があったので、青森県特定公共賃貸住宅規則第7条の規定により届け
出ます。

記

変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
住 所			
氏 名			
勤 務 先			
電話番号	自 宅		
	勤 務 先		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第7号様式(第9条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団 地 名
住宅の番号 棟 号
特定公共賃貸住宅所在地
入居決定者氏名

特定公共賃貸住宅入居期限延長承認申請書

青森県特定公共賃貸住宅条例第10条第2項の規定により、下記のとおり特定公共賃貸住宅への入居期限の延長を申請します。

記

- 1 当初の入居期限 年 月 日
- 2 入居予定日 年 月 日
- 3 延長の理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第8号様式(第10条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団 地 名
住宅の番号 棟 号
特定公共賃貸住宅所在地
入居者氏名

特定公共賃貸住宅入居届

年 月 日に特定公共賃貸住宅に入居したので、青森県特定公共賃貸住宅条例第10条第3項の規定により届け出ます。

- 注 1 入居者及び同居者の住民票の写しを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第10号様式(第11条関係)

年 月 日

団 地 名
住宅の番号 棟 号
特定公共賃貸住宅所在地
入居者氏名 殿

青森県知事



特定公共賃貸住宅家賃減額決定通知書

さきに申請のあった家賃の減額について、下記のとおり決定したので通知します。

記

減額後の家賃の額	月 額 円
期 間	年 月 日から 年 月 日まで

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第11号様式(第12条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団 地 名
住宅の番号 棟 号
特定公共賃貸住宅所在地
入居者氏名

特定公共賃貸住宅不在届

下記のとおり特定公共賃貸住宅を引き続き15日以上不在にするので、青森県特定公共賃貸住宅規則第12条の規定により届け出ます。

記

不 在 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間
不 在 の 理 由	
不 在 中 の 連 絡 者	住 所 氏 名 電 話 番 号

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第12号様式(第13条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団 地 名
住宅の番号 棟 号
特定公共賃貸住宅所在地
入居者氏名

異 動 届

下記のとおり異動があったので、青森県特定公共賃貸住宅規則第13条の規定により届け出ます。

記

氏 名	入居者との続柄	異動年月日	異 動 内 容

- 注 1 「異動内容」欄には、勤務先に変更があった場合は変更後の勤務先の所在地、名称及び電話番号を、同居者に異動があった場合は出生、死亡、転出等の別を記入すること。
- 2 出生の場合は住民票の写しを、死亡の場合は死亡を証明する書類を、転出の場合は転出証明書の写し又は住民票の写しを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第13号様式(第14条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団 地 名
住宅の番号 棟 号
特定公共賃貸住宅所在地
入居者氏名

特定公共賃貸住宅一部転用承認申請書

私が使用している特定公共賃貸住宅の一部を下記のとおり住宅以外の用途に使用したいので、青森県特定公共賃貸住宅条例第18条第3項ただし書の規定により申請します。

記

住宅以外の用途に使用する 目的	
住宅以外の用途に使用する 面積	
転用開始年月日	年 月 日

注 1 一部転用の箇所、面積等について明らかとなる図面を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第14号様式(第14条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団 地 名
住宅の番号 棟 号
特定公共賃貸住宅所在地
入居者氏名

特定公共賃貸住宅模様替(増築)承認申請書

私が使用している特定公共賃貸住宅について下記のとおり模様替(増築)したいので、
青森県特定公共賃貸住宅条例第18条第4項ただし書の規定により申請します。

記

模様替(増築)の理由		
模様替(増築) 工事	着工年月日	年 月 日
	完成年月日	年 月 日

- 注 1 模様替(増築)工事の図面を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第15号様式(第15条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団 地 名
 住宅の番号 棟 号
 特定公共賃貸住宅所在地
 入居者氏名

特定公共賃貸住宅同居承認申請書

下記の者を新たに特定公共賃貸住宅に同居させたいので、青森県特定公共賃貸住宅条例第18条第5項の規定により申請します。

この申請書に記載した事項は事実と相違なく、虚偽の記載があるとき又は私、同居者若しくは新たに同居させようとする者が暴力団員であるときは、同居の承認を受けられず、又は取り消されても異議ありません。

また、私、同居者又は新たに同居させようとする者が暴力団員であるかどうかについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。

記

同居させようとする者の氏名	入居者との続柄	生年月日	現住所	勤務先又は学校名	年間所得金額(円)
同居の理由					
同居の時期	年 月 日から				
現在の入居者及び同居者の状況	氏名	入居者との続柄	生年月日	勤務先又は学校名	年間所得金額(円)
		本人			

注 1 次の書類を添付すること。

- (1) 新たに同居させようとする者の住民票の写し
 - (2) 入居者、同居者及び新たに同居させようとする者が県税を滞納していないことを証明する書類
 - (3) 入居者、同居者又は新たに同居させようとする者が所得金額を有する者である場合にあっては、1月から6月までの申請の場合は前前年の所得証明書(税務署長又は市町村長の発行のもの)及び前年の所得金額を明らかにする書類(例：源泉徴収票の写し)、7月から12月までの申請の場合は前年の所得証明書とこれらの書類に基づき所得を算定するための同一生計配偶者等に関する事項を明らかにする書類(例：源泉徴収票の写し)
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第16号様式(第16条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団 地 名

住宅の番号

棟 号

特定公共賃貸住宅所在地

申請者氏名

特定公共賃貸住宅入居継続承認申請書

下記のとおり引き続き特定公共賃貸住宅に入居したいので、青森県特定公共賃貸住宅条例第18条第6項の規定により申請します。

この申請書に記載した事項は事実と相違なく、虚偽の記載があるとき又は私若しくは同居者が暴力団員であるときは、入居継続の承認を受けられず、又は取り消されても異議ありません。

また、私又は同居者が暴力団員であるかどうかについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。

記

理 由					
入居者との 続 柄					
申請者及び 同居者	氏 名	申請者との 続 柄	生年月日	勤務先又は 学 校 名	年 間 所 得 金額(円)
		本 人			

注 1 次の書類を添付すること。

- (1) 申請者及び同居者の住民票の写し
 - (2) 申請者及び同居者が県税を滞納していないことを証明する書類
 - (3) 申請者又は同居者が所得金額を有する者である場合にあつては、1月から6月までの申請の場合は前前年の所得証明書(税務署長又は市町村長の発行のもの)及び前年の所得金額を明らかにする書類(例：源泉徴収票の写し)、7月から12月までの申請の場合は前年の所得証明書とこれらの書類に基づき所得を算定するための同一生計配偶者等に関する事項を明らかにする書類(例：源泉徴収票の写し)
 - (4) 入居者の死亡に係る申請の場合にあつては、入居者の死亡を証明する書類
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第17号様式(第17条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団 地 名
住宅の番号 棟 号
特定公共賃貸住宅所在地
入居者氏名

特定公共賃貸住宅返還届

下記のとおり特定公共賃貸住宅を返還したいので、青森県特定公共賃貸住宅条例第19条第1項の規定により届け出ます。


記

退 去 年 月 日	
転 居 先	
未 納 家 賃 の 額	
模様替(増築)の状況	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第18号様式(第18条関係)

(表)

第 号
青 森 県 特 定 公 共 賃 貸 住 宅 検 査 員 証
所 属 職 氏名 生年月日
上記の者は、青森県特定公共賃貸住宅条例第19条第1項及び第2項の規定により特定公共賃貸住宅の検査をする者であることを証明する。
年 月 日
青森県知事 

9センチメートル

(裏)

青森県特定公共賃貸住宅条例(抄)

(検査)

- 第19条 入居者は、特定公共賃貸住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに、規則で定めるところにより、知事に届け出て、当該特定公共賃貸住宅について、知事の指定する職員を検査を受けなければならない。
- 2 知事は、特定公共賃貸住宅の管理上必要があると認めるときは、その指定する職員に随時特定公共賃貸住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。
 - 3 前項の検査において、特定公共賃貸住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該特定公共賃貸住宅の入居者の承認を得なければならない。この場合において、当該特定公共賃貸住宅の入居者は、正当な理由がなければ同項の検査を拒むことができない。
 - 4 第1項及び第2項の規定により検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第19号様式(第19条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名
住宅の番号 棟 号
特定公共賃貸住宅所在地
申請者氏名

駐車場利用承認申請書

下記のとおり駐車場を利用したいので、青森県特定公共賃貸住宅条例第21条第1項の規定により申請します。

記

利用開始希望 年 月 日	年 月 日		
駐車する車両	車 種 名		
	自動車登録番号又は 車 両 番 号		
	長さ cm	幅 cm	高さ cm
	所有者の氏名又は名称		
	使用者の氏名又は名称		

- 注 1 自動車検査証の写しを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第20号様式(第20条関係)

年 月 日

団地名
住宅の番号 棟 号
特定公共賃貸住宅所在地
利用者氏名 殿

青森県知事



駐 車 場 利 用 承 認 書

下記のとおり駐車場の利用を承認します。

記

駐 車 区 画 番 号	
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
自動車登録番号又は車両番号	
使 用 料	月額 円
条 件	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第21号様式(第24条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名
住宅の番号 棟 号
特定公共賃貸住宅所在地
利用者氏名

駐 車 場 利 用 変 更 届

下記のとおり変更があったので、青森県特定公共賃貸住宅規則第24条の規定により届け
出ます。

記

変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
車 種 名			
自動車登録番号又は 車 両 番 号			
長 さ	cm	cm	
幅	cm	cm	
高 さ	cm	cm	
所有者の氏名又は名称			
使用者の氏名又は名称			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第1号様式（第4条関係）

（平20規則14・平26規則53・平30規則3・平30規則48・令元規則6・令3規則70・一部改正）

第2号様式（第4条関係）

（平30規則48・追加、令元規則6・一部改正）

第3号様式（第5条関係）

（平30規則48・旧第2号様式繰下、令元規則6・令2規則16・一部改正）

第4号様式（第6条関係）

（令2規則16・全改）

第5号様式（第7条関係）

（平17規則73・一部改正、平30規則48・旧第4号様式繰下、令元規則6・令2規則16・令3規則70・一部改正）

第6号様式（第7条関係）

（平12規則16・平17規則73・一部改正、平30規則48・旧第5号様式繰下、令元規則6・一部改正）

第7号様式（第9条関係）

（平30規則48・旧第6号様式繰下、令元規則6・令3規則70・一部改正）

第8号様式（第10条関係）

（平12規則16・一部改正、平30規則48・旧第7号様式繰下、令元規則6・一部改正）

第9号様式（第11条関係）

（平30規則3・一部改正、平30規則48・旧第8号様式繰下、令元規則6・令3規則70・一部改正）

第10号様式（第11条関係）

（平30規則48・旧第9号様式繰下、令元規則6・一部改正）

第11号様式（第12条関係）

（平12規則16・平17規則73・一部改正、平30規則48・旧第10号様式繰下、令元規則6・一部改正）

第12号様式（第13条関係）

（平12規則16・平17規則73・一部改正、平30規則48・旧第11号様式繰下、令元規則6・一部改正）

第13号様式（第14条関係）

（平30規則48・旧第12号様式繰下、令元規則6・令3規則70・一部改正）

第14号様式（第14条関係）

（平30規則48・旧第13号様式繰下、令元規則6・令3規則70・一部改正）

第15号様式（第15条関係）

（平20規則14・平26規則53・平30規則3・一部改正、平30規則48・旧第14号様式繰下、令元規則6・令3規則70・一部改正）

第16号様式（第16条関係）

（平20規則14・平26規則53・平30規則3・一部改正、平30規則48・旧第15号様式繰下、令元規則6・令3規則70・一部改正）

第17号様式（第17条関係）

（平12規則16・一部改正、平30規則48・旧第16号様式繰下、令元規則6・一部改正）

第18号様式（第18条関係）

（平30規則48・旧第17号様式繰下）

第19号様式（第19条関係）

（平16規則75・追加、平30規則48・旧第18号様式繰下、令元規則6・令3規則70・一部改正）

第20号様式（第20条関係）

（平16規則75・追加、平30規則48・旧第19号様式繰下、令元規則6・一部改正）

第21号様式（第24条関係）

（平16規則75・追加、平17規則73・一部改正、平30規則48・旧第20号様式繰下、令元規則6・一部改正）